

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部改正に
関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則一―四―二八

人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一―四（現行の法律、命令及び規則の廃止）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1 ～ 109 (略) 110 次に掲げる規則は、廃止する。 規則九―一三五 規則九―一四四	1 ～ 109 (略) (新設)

規則九—一四五

(平成三十一年四月一日施行)

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、公布の日から施行する。

(人事院規則一—三四の一部改正)

第二条 人事院規則一—三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 人事管理文書の保存期間(第三条関係) 一 (略) 二 給与	別表 人事管理文書の保存期間(第三条関係) 一 (略) 二 給与

	(略)	人事管理文書の区分
	(略)	基準日
	(略)	保存期間
	(略)	
規則九― 一二一（ 広域異動 手当）	第八条第二項の 住居等を明らか にする書類	確認に係 る要件を 具備しな くなった 日
		五年

る号俸の 日におけ 年四月一 平成三十 一四四（ び第四条の承認 に関する文書等	(略)	人事管理文書の区分
	(略)	基準日
	(略)	保存期間
	(略)	
規則九― 一二一（ 広域異動 手当）	第八条第二項の 住居等を明らか にする書類	確認に係 る要件を 具備しな くなった 日
規則九― 第三号及 取得の日		五年

<p>備考</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>備考</p> <p>一～三 (略)</p>
<p>三～二十 (略)</p>	<p>調整)</p> <p>三～二十 (略)</p>

(人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正前の規則一―三四別表の二の表規則九―一四四(平成三十年四月一日における号俸の調整)の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。